

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

1. 知的財産法院に関する情報

広州知的財産法院の成立に続き、2014年12月28日には上海知的財産法院が正式に業務を開始した。これにより、中国初の三つの知的財産法院はいずれも正式に成立したことになる。なお、北京知的財産法院が2014年12月5日までに受理した221件の事件のうち、第一審事件は219件で、第二審事件は2件である。第一審事件のうち、知的財産行政類事件は138件で、いずれも専利、商標の権利付与や権利確定に関する行政案件であり、そのうち専利の行政事件は52件、商標の行政事件は86件である。知的財産民事類事件は81件で、そのうち専利権侵害事件は45件、コンピューターソフトウェア侵害事件は4件、技術秘密侵害事件は1件であり、馳名商標関連事件は1件である。これらの案件は続々と審理プロセスに入っている。

北京知的財産法院の受理した事件は次の特徴を呈している。

第一、行政事件が全体の63%と高い割合を占める。

第二、技術類の事件が高い割合を占める。専利、技術秘密、コンピューターソフトウェア等の技術類事件は計102件で、全体の47%を占め、医薬、機械、電子、自動化、コンピューターといった分野をカバーしている。

第三、世間一般への影響が大きく、注目度が高い。商標行政事件の「微信（注：ソーシャルネットワークの「Wechat」）、莫言（注：ノーベル賞を受賞した作家）北京市、上海市、広東省各基礎人民法院は本規定第一条第（一）、（三）項に定められた事件を受理しない。

及び商標侵害事件の陌陌（注：ソーシャルネットワークの「MOMO」）以外に、HUAWEIとZTE（いずれも中国の通信大手会社）の専利権無効審判の行政事件もあった。

第四、 渉外事件（外国当事者に関連する事件）、北京市を除く都市の当事者に関連する事件が多い。渉外事件（香港、マカオ、台湾を含む）は79件受理し、36%を占める。北京市を除く都市の当事者に関連する事件は158件受理し、72%を占める。

2. 知的財産法院技術調査官の訴訟活動への参加にかかる若干問題に関する規定

2015年1月、最高人民法院は、「知的財産法院技術調査官の訴訟活動への参加にかかる若干問題に関する規定」を公布した。同規定の内容によると、技術調査官は司法補助員に該当し、知的財産法院に設けられた技術調査室がその管理を担当する。知的財産法院は、専利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピューターソフトウェアなどの技術度が高い民事、行政事件を審理する際、訴訟活動に参加するよう技術調査官に指示することが可能である。また、技術調査官は裁判官の要求にしたがって、事件の関係技術問題について次の職務を遂行する。（1）訴訟文書と証拠資料を閲覧することにより、技術事実の争点を明確にすること、（2）技術事実の調査範囲、順序、方法についてアドバイスをすること、（3）証拠の調査・収集、現場検証、保全に参加し、かつその方法、ステップについてアドバイスをすること、（4）尋問、公聴、審理活動に参加すること、（5）技術審査意見を提出し、合議廷審議に出席すること、（6）必要に応じて、鑑定人、関連分野の専門家を招き鑑定意見とコンサルティング意見を提出するように裁判官に協力すること、（7）裁判官が指定したその他の関連業務を遂行すること。なお、技術調査官は裁判の結果に対する表決権を持たず、提出した技術審査意見は、裁判官が技術事実を認定する際の参考とすることが可能である。

以上

2015年2月2日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com